

神戸ビーフ輸出拡大プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名称

令和7年度和牛マスター輸出拡大コンソーシアム神戸ビーフ輸出拡大プロモーション業務

2. 業務目的

アメリカにおける神戸ビーフの更なる輸出拡大、認知度向上を目的に、対象国でプロモーション等を実施し、輸出拡大、認知度向上を図るとともに、現地のレストラン、小売店等の来訪意欲を喚起する。

3. 委託費の限度額

10,000,000円（税込）

4. 契約期間

契約日～令和8年1月31日

5. 業務内容

(1) アメリカにおける神戸ビーフの魅力等の発信

①内容

アメリカにおける神戸ビーフの認知度向上や輸出量の増加を図るため、レストランやホテルなど現地会場で、食肉取扱関係者やレストランオーナー、シェフ等を対象としたイベントを開催し、カット技術者、シェフ等による神戸ビーフのデモンストレーション、神戸ビーフの歴史や魅力の発信や神戸ビーフを購入（飲食）できる方法などを効果的にPRする。

②開催地域 米国内 主要都市

③開催時期

令和7年8月～9月

④対象者

神戸ビーフを購入（飲食）できる層、レストラン経営者、料理人、メディア、インフルエンサー、政府関係者等（約50人）

⑤注意点

- ・ プロモーションで使用する神戸ビーフは、コンソーシアム事務局で負担する。
- ・ コンソーシアム事務局の職員等の出張経費については、コンソーシアム事務局が負担する。
- ・ 企画内容は、アニュアルイベントとして、可能な限り全米各地から神戸ビーフを取り扱う、あるいは今後の取り扱いを希望する事業者（レストランオーナーやシェフを含む）を参集すること。併せて、昨年度に実施した米国シェフ招聘事業で制作した動画等を活用し、参加者が神戸ビーフの歴史や魅力をより深く理解できるようにすること。
- ・ 試食のため提供する神戸ビーフの部位については、サーロインやヘレだけでなく、今まで輸出量が少ない部位等を積極的に活用すること
- ・ PRグッズや神戸ビーフ等の映像は、できる限り発注者が提供するものとするが、状況に応じて、PRグッズや映像等を作成すること
- ・ プロモーション会場については、契約後、発注者と協議すること
- ・ 参加者が神戸ビーフについての知識や購買意欲が高まったかを、参加者等にアンケート調査等で分析し、報告すること
- ・ イベントの効果を評価するために、以下のような成果指標（KPI）を設定し、可視化を図ることが望ましい。
例：SNSでのエンゲージメント数（いいね・シェア数など）、サーロインやヘレ以外の部位の喫食アンケート満足度、現地メディア掲載件数、商談件数等。
- ・ メディア等に掲載された記事やインフルエンサー等の投稿等を報告すること
- ・ 他の兵庫県産食材・産品等の使用・コラボレーションについても柔軟に対応すること
- ・ 業務の運営に関しては、発注者と協議及び調整を十分に行うこと

6. 成果物

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。事業実績報告書には次の項目を含むこと。（提出期限 令和8年2月16日）

- ・委託業務の実施内容（作成物のサンプルやイベント実施時の写真、映像を可能な限り多く撮っておき、提出すること）
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・委託業務の実施により得られた成果
イベント成果については、事前に設定したKPIとの比較・分析を含めて報告すること。
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7. その他

- (1) 企画提案の内容によっては、5. 業務内容の取捨選択は認めるものとする。また、示した内容以外に、事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。
- (2) プレスリリース等の広報活動を行い、テレビ、新聞等のメディアの誘致を積極的に図り、本取組の広報効果を最大限高めるとともに、現地ソーシャルメディア等を活用し、イベントの実施告知の最大化を図ること。
- (3) 展示・映像等を活用し、神戸ビーフの魅力を広く効果的に発信する事業となるよう、現地で開催される関連性の高いイベントとも連携し進めること。
- (4) 本件に関し仕様書に記載のない事項については、事業主体である和牛マスター輸出拡大コンソーシアム等と協議すること。

8. 業務実施体制について

受託者は、委託契約締結後速やかに本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置して氏名等を報告すること。

9. 契約に関する条件

(1) 成果物の著作権

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する条例を遵守しなければならない。

以上